文

被告人を懲役三年二月に処する。 未決勾留日数中三〇〇日を右刑に算入する。

訴訟費用は被告人の負担とする(ただし、証人S及び同Uに支給した分は 分離前の相被告人Bとの連帯負担とする。)。

由

(罪となるべき事実)

被告人は、A信用組合(以下、「A」という。)の理事長として、その業務全般を統括掌理しており、資金を貸し付けるに当たっては、法令、定款及び規約等の定める貸付手続を遵守するとともに、十分な担保を徴求し、徴求した担保を確実に管理しており、 理するなどして貸付金の回収に万全の措置を講ずるなど、Aのため忠実にその職務 を遂行すべき任務を有していた者であるが、Aの専務理事として理事長を補佐して 業務を遂行し、前同様の任務を有していたB、Aの理事兼審査会の構成員として、 資金の貸付け等の審査をし、前同様の任務を有していたC、及び建設工事の共同受 注及び受注斡旋等を目的とするD協同組合(以下、「D」という。)の代表理事で あるEらと共謀の上、

第一 Dに対し、Aが既に貸付限度額を超える資金を貸し付けており、 、D名義での それ以上の貸付けが困難な状況にあったため、いずれも資力のないF株式会社及び G株式会社名義で、D所有の別紙一記載の神奈川県 a 市 b 区外四筆の土地に根抵当 権を設定した上、それぞれ五億六〇〇〇万円及び二億四〇〇〇万円をDに貸し付けていたところ、さらに、平成八年一二月一九日ころ、Dの利益を図る目的で、前記 任務に背き、D等が十分な資産を有しない上、右土地には担保余力がないことから、その土地を担保に追加の貸付けを行えば、その貸付金の回収が著しく困難になることを知りながら、右土地のみを担保として、埼玉県c市所在のA本店におい て、同本店に開設されたG名義の普通預金□座に二億四○○○万円を振込入金し て、Dに貸し付け、

右記載のとおり、Dに対し、別紙一記載の土地に根抵当権を設定した上、前 記F及びG名義で、それぞれ五億六〇〇〇万円及び四億八〇〇〇万円を貸し付けて いたところ、平成九年五月一五日ころ、Dの利益を図る目的で、前記任務に背き、 D等が十分な資産を有しないことから、右根抵当権を抹消すれば貸付金の回収が著 しく困難になることを知りながら、神奈川県 a 市所在の a 地方法務局 d 出張所にお いて、情を知らない登記官に対し、Fに対する五億六〇〇〇万円の貸付金の担保と して設定された、Aを根抵当権者、Fを債務者とする極度額六億四〇〇〇万円の根 抵当権設定登記、及びGに対する四億八○○○万円の貸付金の担保として設定され た、Aを根抵当権者、Gを債務者とする極度額五億四〇〇〇万円の根抵当権設定登 記の各抹消方を申請し、そのころ、同登記官をして、右各抹消登記をさせてAの担 保権を喪失させ、

第三 前記第一記載のとおり、Dに対し、Aが貸付限度額を超える資金を貸し付け ており、D名義でのそれ以上の貸付けが困難な状況にあったため、いずれも実体も 資力もない有限会社H及び有限会社I名義で、D所有の別紙二記載の同市 e 区 f 町外六筆の土地に根抵当権を設定した上、それぞれ五億八○○○万円をDに貸し付け ていたところ、同年七月二四日ころ、Dの利益を図る目的で、前記任務に背き、D 等が十分な資産を有しないことから、右根抵当権を抹消すれば貸付金の回収が著し く困難になることを知りながら、同市所在の a 地方法務局 e 出張所において、情を 知らない登記官に対し、H及びⅠに対する合計一一億六○○○万円の貸付金の担保 として設定された、Aを根抵当権者、H及びIを債務者とする極度額一二億円の根 抵当権設定登記の抹消方を申請し、そのころ、同登記官をして、右抹消登記をさせ てAの担保権を喪失させ、

もって、いずれもAに対し、財産上の損害を加えたものである。

(証拠の標目)

一略一

(事実認定の補足説明)

弁護人は、判示事実全部について、被告人がその任務に違背する行為をしたことはなく、その認識もなかったこと、被告人にはAに損害が発生するとの認識がな く、図利加害の目的も認められないことなどを挙げて、被告人は無罪である旨主張 被告人も当公判廷においてこれにそう事実を供述するので、以下、当裁判所の 判断を示す。

証人J、分離前の相被告人B、同E及び同Cの当公判廷における各供述、その

他関係各証拠によれば、判示各事実に関し、以下の事実が認められる。

1 Aは、埼玉県内に在住する大韓民国国籍を有する中小零細事業者らが中心になって昭和三八年一〇月に設立された信用組合であり、埼玉県の監督下において、埼玉県内に住所あるいは事業所を有する組合員に対する金融事業等を行っていた。被告人は、埼玉県c市内にK株式会社などを設立し、ビルを拠点として不動産業等を営んでいたが、昭和五五年からAの非常勤理事の地位に就き、平成三年五月、Cの後を受けて理事長に就任した。Aにおける貸出案件は、審査会規程に基づき、本部常勤役員と、理事会が適当と認める理事で構成し、理事長が議長を務める審査において可否を決することとされており、本件前後の時期を通じて、被告人、B、Cはその構成員であった。

Dは、組合員に請け負わせて行う建売住宅の建設等を主たる目的として昭和五五年一○月に中小企業等協同組合法に基づき設立された協同組合であり、本店は東京都 g 区にあった。設立当初の代表理事はMであったが、昭和五六年一一月には専務理事であった被告人がMに代わって代表理事に就任した。しかし、前記の段階以前から被告人と行動を共にし、当時専務理事の地位にあったEがその代表理事の地位を引き継いだ。しかし、被告人は、その後も、以前からDの経営に深く関わっていたWとともに、Dの相談役として、相談役会議に出席し、Eの諮問に応じて、Dの取り組む新規事業や、資金繰り、抱えている民事紛争についての処理方針などについて意見を述べるなどし、また、Aに設けたDの当座預金口座に関する小切手帳とともにその振出しに必要な銀行届出印を自ら保管し、D側の要請に基づいて支払のための小切手を発行するなどしていた。

- 2 Dの総資産額は、設立当初から昭和五九年九月末日の決算時までは一億円台ないし四億円台で推移していたものの、その後いわゆるバブル期に至り、金融機関から多額の融資を受けて次々と不動産を購入し、これを転売したり、マンショコ状態を書業を行うなどしたため、昭和六二年九月末日決算時には六〇億円を超える状態となり、さらには平成二年九月末日の決算時点にはこれが一三九億円もの巨額に上る事態となった。そして、過大な金利負担などにより昭和六三年九月期の決定出たが、他方で、借入金の額も急増し、平成元年九月末日時点で約一〇五億円によい、借入金の額も急増し、平成元年九月末日時点で約一〇五億円においた。そして、過大な金利負担などにより昭和六三年九月期の決定を利益が赤字に陥り、売却が容易な保有不動産から順次売却するなどしており、各の日当時においては、なお約五八億円もの借入金が残り、金利負担は年間七億円分に達し、元本はもとより金利の支払にも窮する事態となっていた。被告人は、Dの代表理事をしていた当時、これらの債務の多くについて、連帯保証人となり、各の理事長にもいは物上保証人として自らの財産を担保に提供するなどしており、Aの理事長にもいた後も、なおこれらが残ったままの状態であった。
- る。 被告人に代わってDの代表理事に就任した後、経理を担当していたJの説明を受けてDが右のような状況にあることをつまびらかに知ったEは、金融機関にする金利の支払を停止するほかないものと判断して、平成三年一二月ころ、その皆被告人に相談したところ、被告人からは、自己が理事長であるAと、自己が所ついては支払を継続するようにとの要請があった。そこで、Eは、そのころから平成の年五、六月ころにかけて、O銀行とP銀行に対する金利の支払を停止した。そなのため、同年一二月に至ると、O銀行から、融資金の返済を強く迫られ、保証人となったが、超当権に基づいてD所有の不動産に対する競売開始決定がなされるなどのさきず、抵当権に基づいてD所有の不動産に対する競売開始決定がなされるなどを進持していくのみで、金融機関から融資を得て新たな事業を展開することは困難な状態に陥った。

4 このような状況下にあったところ、平成五年三月ころになって、Aの紹介を受けてQ銀行がAの元理事に対して行った五億円の融資の返済が滞ったことに端を発し、Q銀行の右債権をAが実質的に引き受けることで紹介者としての責任をとる見返りとして、Q銀行がAに対し、三五億円の定期預金をとりあえず三年間預け入れるという話が浮上し、同年一二月ころ、この話がほぼ合意に達したが、これと前後してAにおいては、この受け入れた多額の定期預金をどのように運用するかについて、被告人とC、Bらの間で検討を進め、Bからはその一部を全国信用協同組合連合会(以下、「全信組連」という。)からの借入金の返済に充て、残りを全信組連に定期預金するなどの堅実な使用方法の提案もあったが、結局、肩代わりした五

億円を補填するなどのためには本格的な運用をする必要があり、これに適した融資 先はD以外にないとの結論に達し、Dが行うマンション事業に融資して運用し、金 利に加えて、マンション事業がもたらす利益の一部をもAの関連会社に還元させ、 これを累積している不良債権の解消に用いることなどを話し合った末、そのころ、 Cからその旨Eに告げた。

会社の名義の口座に振り込まれた後、Dの口座に移動され、金利の支払もDが行い、Dの商業帳簿に借入金として計上されていた。 5 Eは、これらの事業に取り組んだ当初こそ、それぞれのマンション事業単位で資金を管理しようと考え、Dの経理担当者に対し、それぞれの物件について借り入れた資金を他の物件に関する支払に流用しないよう指示していたが、現実には、Dでは日々の運転資金や建築会社への支払、金利の支払等に追われる状況にあり、平成八年六月ころからは、Aに対し、資金を借り入れる必要のない物件を利用し、正偽の資金使途を申告して融資を申請し、これによって得た融資金を他の物件についての支払や、それ以前の融資金に対する返済、運転資金等に費消する、いわゆる自転車操業の状態となっていた。

6 専務理事としてAの経理を担当していたBは、D関連の融資案件は全てそのまま審査会にかけるようにとの被告人の指示に従ってはいたものの、融資審査をする上で必要となるDや融資名義人とされた会社の決算書類等が一向に提出されないため、Dに対し、担当者を通じて、再三これらを提出するよう求めた。しかし、D側から、「理事長に話してあるから。」などと言われてその提出を得られなかったため、困り果てたBは、元代表理事の被告人の要求であればDも聞くのではないかと考え、度々被告人にその旨Dに伝えるよう申し入れたが、被告人からは話しておくなどという返答があったものの、結局、決算書類等は提出されないまま推移した

況把握に関する基本資料の徴求漏れがないように注意するなどという改善計画書を 提出した。

- 8 ところで、Dが手がけたマンション事業のうち、神奈川県h市、同県a市b 区i、都内k区の各物件については、平成八年六月ころまでにそれぞれ計画どおりのマンションが完成して販売され、融資金も返済されたが、都内g区mの物件については、平成六年三月から平成八年八月にかけて十数回にわたり二○億円を超える多額の融資がなされたが、結局はいわゆる地上げに失敗し、計画が頓挫したため、Aでは、度重なる返済期限の延長に応ずるほかない事態に陥った。
- b物件については、平成五年一一月二六日、用地取得費用などとして、 Fが 所有する同物件の敷地に第一順位で極度額四億円の根抵当権を設定するとした上で (時価にAで定めた掛け目をした規定担保価額は約二億二〇〇〇万円)、同会社名 義で四億円の融資申請があり、同年一二月七日、同額が貸し出されたが(融資承認 日同年一一月三〇日、同七年七月三一日一括返済予定)、約定の返済期限が迫る や、計画地の取付け道路部分の買収や計画地斜面の安全調査に時間を要したなどと して、平成七年七月二一日、返済期限を同九年五月三一日まで延長してほしい旨の 申請がなされ、平成七年七月二四日付けでこれが承認された。その後、同年一〇月九日、建築代金などとして、FとDの共有に変わった同物件の敷地に第二順位で新 たに極度額三億円の根抵当権を設定するとした上で(規定担保価額〇円)、G名義 で二億四〇〇〇万円の融資申請があり、同月一九日、これを貸し出し(融資承認日同月一六日、同九年五月三一日一括返済予定)、また、平成八年一月九日、やはり はり、はかりは、同九十五月三一日一名返済了たが、また、十成八十一月九日、やはりの建築代金などとして、FとDが共有する同物件の敷地に設定してあった第一順位の根抵当権の極度額を二億四○○○万円増額して六億四○○○万円にするとした上で、F名義で一億六○○○万円の融資要請があり、同月一七日、これが貸し付けられていたところ(融資承認日同月一六日、同九年五月三一日一括返済予定)、さらに、平成八十一〇月一八日、建築代金などを資金使途とするG名義の二億四○○○ 万円の融資申請がなされるや、Aでは、同月二一日、被告人、C、Bなどが出席し て審査会を開催し、これを承認した。その際、前記同物件の敷地に第二順位で設定 されていた根抵当権の極度額を二億四〇〇〇万円増額して五億四〇〇〇万円とした が、先述したとおり右土地の規定担保価額は約二億二〇〇〇万円余りであり(Aで 査定した時価で評価してみても、三億四○○○万円程度)、第一順位の根抵当権者であるFに対する債権額が五億六○○○万円で、その極度額が六億四○○○万円であることを考慮すると、もはや担保余力はなく、右融資は全くの無担保融資といえ るものであった。
- 10 もっとも、Aでは、右のようにしてDに対する二億四○○万円の融資を承認したものの、当時、在日大韓民国居留民団埼玉県本部(以下、「民団」という。)を中心とする、Aに関する被告人の経営姿勢に反発する勢力によって多額金が引き下ろされていた上、R信用組合から受け入れていた三億円の定期預金が満しており、これを実行できない状態にあった。そこで、Eは、平成八年一とであると一二月一○日ころの二回にわたって、Jを伴ってAの被告人のもと徳一において、Jを伴ってAの前算では約五億ではの一月二五〇回にわたって、Jを伴っての計算では約五億ではの一月二五〇回にわたって、Jを伴っての計算では約五億ではの一月二五〇回となる旨の記載を持つされるの席で、「現場資金繰予定表には、実行を要求してDの第状を説明し、での一方での一方での一方ではは、実行を要求しての記載といるといるといるといるといるといるはそれ以外の用途に充てられることが明記されており、結局、融資金はそれ以外の用途に充てられることが容易にみてとれる状況にあったが、被告人からはその点の追及は全くなされなかった。

被告人は、右要請を受けて、Aの資金繰りを担当していたBに対し、「Dは年内大変なようだ。既に承認した仕掛かり中の案件で、Dも予定しているのだから、実行してやってくれ。」などと述べて強くその実行を迫った。Bは、Aの資金事情等を説明した上、もはやDに対する融資に取り組むことは困難である旨申し出たが、被告人が、今後新規の取組はしないとしても、既に仕掛かり中の物件については、融資に応じないと回収ができなくなるなどと述べたため、同年一二月一九日に至り、その融資が実行された(判示第一の事実)。

11 一方、民団内部では、被告人の経営方針に対する非難が一層強まり、民団幹部の要請を受けたA理事のSが、平成九年一月からAの審査会に審査委員として加わることとなったが、Sが、当初出席した審査会において、Cの関連企業に対する

融資案件について強い反対意見を述べ、同席していたT副理事長及びU常務理事もこれに追従する姿勢を示したため、被告人は、「これらの者を交えていては、混乱して審査会にならない。」などと述べて、CやBに対し、Sらを除外して審査会を行うことを提案し、同年二月以降同人らが理事を退任した同年五月下旬ころまで、D関連を含むこれらの者の強い反対が予想される融資案件については、被告人とC、Bら一部の審査委員だけで審査を行った。

12 Eは、平成八年の暮れの時点で、およそ一五億円ほどに及ぶ多額の資金不足の状況にあるとみており、仕掛かり中のマンション事業の資金についてはAに頼るほかはなく、今後Aから円滑な資金手当ができない場合には倒産も必至と考え、危機感に駆られた末、被告人に対し、「途中で融資を止められると命取りになる。」などと話して支援を求め、被告人も「そうだろうな。」などと述べてはいたが、マらに、平成九年に入ってb物件の完成が近づくと、Eは被告人に対し、「bのマンションの売上金で融資金の返済をした場合、返済した金額を上限として再融資を入いるよう枠を作ってほしい。その枠を作ってもらえない場合には、売上金をAに対する返済ではなくゼネコン等に対する支払に充てざるを得ない。」などと述べ、今後もDに融資するよう、機会をとらえて度々強く迫ったものの、Aの資金事情が到底これを受け入れるだけの状況になかったこともあって、被告人はこれに応じなかった。

14 他方、Dは、相談役であるWから持ち込まれた別紙二記載のfの土地について、b物件などと同様の手法で、Aから資金の融資を受けてマンション建設事業を行うこととしたが、WとCから、Eに対し、新たに会社を設立するのでその会社の名義で借りてほしいとの提案がなされ、同物件については、有限会社I及び有限会社Hの名義を用いてAから融資を受けることとなった。そして、平成六年八月に第一日、用地取得費用などとして極度額一二億円の根抵当権を設定〇〇万円は、知事が大年九月一日、これを配資ので、右二社名義で合計七億七八月二二ととして、関連に分けて同金額を融資した(融資承認日同月年四月月日、同八年四月月日、日本に分けて同金額を融資した(融資承認日同月月日と日の公司を行ったの事業についても、返済期限の延長の申請がないた平成八年四月があり、この事業についても、返済期限の延長の申請がないた平成八年四月近返に、1000年二月二八日とすることを承認した(本記)の代理貸付分については、同年一月二六日。)。

15 平成九年七月に至り、f物件のマンションが完成したため、同月一〇日、Dは、b物件同様、購入者が住宅金融公庫等から公的融資を受けるために必要である

などとして、同物件の敷地に設定されたAの根抵当権を抹消するよう申請した。同月一四日に行われたAの審査会において、融資名義人となる会社を提供したことなどから、事業の進捗状況に強い関心を有していたCが、この時点でマンションはほぼ完売して手付金などもDに入金していたはずであるのに、いまだAに対しては何らの返済もなされていないことなどに不審の念を抱き、「代金は本当に入ってくるのか。」などと発言し、また、そのころ新たに審査委員となっていた総務部長のXからも、「保全は大丈夫なのか。」などの発言がなされたが、直前にb物件について既に同様の処理をしていたことなどもあって、それ以上の意見はなく、右抹消申で、日本の処理をしていたことなどもあって、それ以上の意見はなく、右抹消申された(判示第三の事法)。

16 その後、b及びfの各マンションが販売され、Dには、売上金としてそれぞれ約一二億円が入金となったが、Dではこれらの金員を他の用途に費消し、Aがb物件について行った合計一○億四○○○万円及びf物件について行った合計一一億六○○○万円の融資に関しては、Aが破綻するまで何らの返済もなされず、不良債権として整理回収機構に引き継がれた。

権として整理回収機構に引き継がれた。 二 以上の事実を前提に、被告人の罪責を論じる。被告人は、右にみたとおり、理 立後間もなくの時点から、Aの理事長に就任するまでの約一〇年間、Dの代表理する として、Bらその債務を個人保証し、あるいは物的担保を提供右 などして、Dに対して経済的に強い利害関係を有しており、Aに転じた後も、として、及保証や提供した物的担保はそのまま維持されたばかりでなく、Dの相談役りの名として、後任の代表理事であるEの求めに応じてDの取り組む新規事業五億円で、後任の代表理事であるとしていたところ、たまたまのAの不良債権をとしていたところ、たまでのAの不良債権をとしていたところ、おきでの担けである。 では、利益をとしていたところ、なまでのAの不良債権をとき初いまで、といて意見を述べるなどしていたところ、たまでのAの不良債権をとき初いまでは、利益を生み出す運用をするとも別のである当まには、利益をといる。 を関するといる会社の利益を生み出すである場所である。 とも図ったといる会社の利益を生み出すである場所である。 とも図ったといる会社の経費を関するなどして形式を取り繕い、決定の組合員となっている会社の名義を提供した会社の詳細などを把握するのとないまま、大幅な担保不足であることが明白な大口融資を反復実行したもの。

判示第一の事実についてみると、前記一に記載したとおりの融資経過をたど置をたDに対し、単に第二順位にある根抵当権の極度額を増加させるといたDの計利は当権の極度額を増加させるといたDの計利は当権で変金繰りに不力の資をとなる反面、Aにとっては回収の危険を伴う前的によれてで変をしているで変をといるであることは存します。このではは、資本のではは、資本のではないのと認めずるを生ののであることにあるところはないのと認めずるを生まれて、大きには理事長としており、大きのではないため、方をではないないのではないないのではないないができるとは、近野連合とは、一次では、大きのではないないができるにもおり、大きのではないからずいでは、大きのではないないができるにもおり、大きのではないから、大きのではないがあるとなり、大きのではないから、大きのではないがあるとなり、大きのでは、大きのではないがあるとは、大きのではないがあるとは、大きのではないがあるとしている。「他のではないがある」というには、大きのではないがあるという、「他のではないがある」というには、大きないら、大きないら、大きないら、大きないら、大きないら、大きないがある。「他のではないから、大きないら、大きないら、たらないたいは、大きないら、たらないがある。「他のではないないがある。」というでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないら、大きないら、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないが、大きないのでは、いいのでは、いい

自ら十分に自覚していたことは明らかといわねばならない。 また、判示第二及び第三の各事実についてみると、右事情に加えて、さらに、 仕掛かり中の事業資金についてはAに頼るほかはなく、円滑な資金手当ができない 場合には倒産もやむなしとの危機感に駆られたEから、途中で融資を止められると 命取りになる、融資を止められるようであれば、売上金をAに対する返済ではなく ゼネコン等に対する建築代金の支払に充てざるを得ないなどとする強い再融資の要 請があったのに対し、これを拒否せざるを得ない状況にあったのであるから、何ら 代替保全措置を講ずることなく本件各根抵当権を抹消した場合には、Dが、b物件 及びf物件の売上金をAへの返済ではなく、ゼネコンへの建築代金の支払等に充て る危険が高い状況にあったといえるのに、単に約束どおり返済するよう口頭で促した程度で、本件各根抵当権の抹消を承認、実行して無担保の債権としたのであるから、これらの行為がDの利益となる反面においてAにとっては損害を及ぼす行為であり、かつ、被告人がA理事長としての任務に違背する行為を行ったものであることは明白であり、これらの点に関する被告人の認識にも何ら欠けるところはなく、被告人に判示各背任罪が成立することに疑問を容れる余地はない。

三 これに対し、弁護人は、以下のとおり主張するので、さらに検討する。 1 まず、弁護人は、本件において担保不足の融資が行われたとしても、Aが行った全融資のうちの約七割前後は担保不足の状態にあり、これはAが信用組合である点を考慮すると、やむを得ないことである上、殊に判示第一の融資は、b物件のマンション事業に対するプロジェクト融資の最後のものであって、敷地以外には適当な担保物件がないマンションプロジェクト融資における最終段階の融資は、本質的に担保不足とならざるを得ないのであるから、右融資はマンションの完成に向けて行われた通常の業務行為とみるべきであり、被告人がDの利益を図るために任務違背の行為をしたとみることはできないと主張する。

2 次に、弁護人は、Dに対しては、一部の銀行が競売の申立てをして財産を差し押さえるなどのことがあったにしても、他方で本件の前後を通じて取引を継続していた銀行もあり、本件当時、その経営状態が破綻していたと見ることはできないし、仮に客観的にはその経営状態が悪化していたとしても、被告人自身はその事実を認識していなかったのであるから、被告人には財産上の損害発生の認識がなかったと主張する。

しかしながら、関係証拠によれば、前記一5でみたとおり、Dは、平成八年六月ころからいわゆる自転車操業の状態に陥っており、判示第一の融資が実行された同年一二月中旬ころにおいては約一五億円ほどの資金不足に陥っていたというのとは明らかといわねばならない。そして、被告人自身は、Dの代表理事を退任ないたとは明らかといわねばならない。そして、被告人自身は、Dの経営状況が、一部の金融機関に対する金利の支払を停止せざるを得るにとがであり、その後の経過においても、Aの資金を得てDが取り組んだ一連加におけてあり、その後の経過においても、Aの資金を得てDが取り組んだ一連加におけてあり、その後の経過においても、Bの資金を得てDが取り組んだ一連加におけがであり、を対したり、b、f物件などにでは、事業が可能とおり、b、f物件などにで、事業が可能をおり、が明正にでは、をがり、b、f物件などにでするとに加えて、判示第一ついては、を対したり、b、fが件などにで持参して、をに対しなどの事態を招くに至っていたことに加えて、判示第一つい第三の各事実については、さらに、をが再融資しなければマンションの表とを融資金の返済ではなくゼネコンの支払に回すなどとまで述べて強く再融資を

たなどの事実をそれぞれ認識していたと認められるのであるから、詳細はともかくとしても、本件各犯行が行われたころ、Dの経営状態が相当に悪化していることは十分に承知していたものと認められるのであって、被告人には、このようなDに対し、新たに実質的には無担保で高額の融資を実行したり、設定されていた根抵当権を抹消するなどすれば、Aに損害が発生するとの認識は十分にあったものといわざるを得ない。

3 さらに、弁護人は、判示第二及び第三の各事実について、マンション購入者が住宅金融公庫等の公的融資を利用する場合には、敷地に設定された抵当権を事前に抹消しない限り融資を受けられず、その結果マンションが売れない事態を招くため、事前抹消の申請に応ずることはやむを得ないのであり、被告人も、過去の経験に基づき、他に適当な方法がなく、危険はないものと考えて本件各根抵当権の抹消に応じたものであるから、これらは通常の業務行為であって任務違背には当たらない、仮に、客観的にはこのような場合に有効な代替保全措置が存在したとしても、

被告人にはその認識がなかったから故意が阻却されると主張する。

確かに、関係各証拠を総合しても、本件において、いわゆるつなぎ融資や代 理受領の形式による貸付金の保全が可能であったか否かは必ずしも明らかではな く、このような場合についての安全で確実、絶対的な方策があるとまではいえない ことはこれを認めざるを得ない。しかしながら、保全措置としては、不完全とはいえ、E自身が覚悟していたように、AからDに人を派遣して入金を管理するという方法等もないわけではなく、また、既に入金している売却手付金などから一部返済を受けた上で、残余を分割して返済するよう約束させる、あるいは、他の物件に根 抵当権を付け替えるなどの方法も考えられるのであり、いずれにしても、すべから く金融機関としては、このようなあらゆる代替保全措置を検討し、最もリスクの低 い方法を選択すべきであり、貸付金を回収できない危険が高いにもかかわらず適当 な解決方法が見出せない場合には、直ちに担保を抹消せず、当面その申請を退け、 新たなD側の申出を待って再検討するのが金融機関における通常の業務の進め方で あると認められる。殊に、b、f物件においては、当初の事業計画を維持できず、 完成が大幅に遅れた上、前記のとおり、Eが直前に、唯一の返済原資であるマンションの売上金をAへの返済ではなくゼネコン等への支払に充てざるを得ないなどと 極度に資金繰りに窮した心情を漏らすなどの事情もあったのであるから、仮にそれ までの同様の案件処理の過程で特段の損害が発生していなかったとしても、本件に ついては、何らの代替保全措置を講ずることなく、漫然と担保を抹消することは許されない状況にあったといえるのであり、これが任務違背行為に当たることは明らかである。金融機関の理事長である被告人に、この程度の任務違背の認識すらなかったなどということは考えられず、仮に本件において安全で確実、有効な保全措置が抵抗している。 が積極的に思い浮かばなかったとしても、それによって故意が阻却されることはな 1,0

4 なお、弁護人は、起訴状及び冒頭陳述書では、被告人に期待された任務として、「貸付金回収と引き替えでの担保解除」が前提とされていたにもかかわらず、

論告においては、貸付金回収と引き替えでなく抹消登記をさせる場合の代替保全措置が問題とされており、訴因変更の手続を経ていないのに、事実上訴因が変更され

ており、十分な防御をする機会を奪われた旨主張する。

しかし、被告人の任務の内容は、判示のとおり、 「法令、定款及び規約等の 定める貸付手続を遵守するとともに、十分な担保を徴求し、徴求した担保を確実に 管理するなどして貸付金の回収に万全の措置を講ずるなど、Aのために忠実にその 職務を遂行すること」であって、この点に関する検察官の主張は終始一貫しており、同時抹消の方法によることや代替保全措置を講ずることは右任務を遂行するた めの手段の一つとして主張されたにすぎないことは明らかであり、本件に関する訴因が変更されたと考える余地は全くない上、前記二3の項で述べた各種代替保全措 置は、いずれも本件の審理の過程でEやその他の証人から指摘のあったものであっ て、これに対する被告人の防御の機会も十分にあったといえるから、弁護人の主張 は失当といわねばならない。

四 以上のとおりであって、弁護人の主張はいずれも採用できない。

(法令の適用)

被告人の判示所為はいずれも刑法六○条、二四七条に該当するところ、各所定刑 中いずれも懲役刑を選択し、以上は同法四五条前段の併合罪であるから、同法四七 条本文、一○条により犯情の最も重い判示第三の罪の刑に法定の加重をした刑期の 範囲内で被告人を懲役三年二月に処し、同法二一条を適用して未決勾留日数中三〇 ○日を右刑に算入することとし、訴訟費用は、刑事訴訟法一八一条一項本文により全部これを被告人に負担させることとする(ただし、訴訟費用のうち証人U及び同Sに支給した分は、同法一八二条により分離前の相被告人Bと連帯して負担させる こととする。

(量刑の事情)

本件は、Aの理事長である被告人が、同理事であるB及び同CらAの役員及びD の代表理事であるEと共謀の上、その任務に違背して、返済能力の十分でないDに 対し、法令の定める貸付限度額を超えて、実質的には無担保で二億四○○○万円を 融資したという事案(判示第一の事実)、及び、債権回収に危険が生じることを認識しながら、b物件に関する一○億四○○○万円及びf物件に関する一一億六○○○万円の各融資の担保となっていた根抵当権を抹消してAに対して損害を与えた(判示第二及び第三の各事実)という背任の事案である。 被告人は、CやBなどと相談の上、AがQ銀行から三五億円の定期預金を受け入れることが可能しなる。これが原理してるわれるの人の不見集権な機関で表現的

れることが可能となるや、これを運用してそれまでのAの不良債権を償却する原資として活用しようなどと考え、被告人とDとの親密な関係を利用し、金利とは別 に、事業から得た利益の一部をA側に戻させるなどの融通が利く運用方法として Dが行うマンション開発事業に融資することを決定し、Dが申し出るままに保全不 足の多額の融資を次々と実行した上、マンションが完成段階に達すると、購入者が 公庫融資を利用するために担保を外す必要があるとして、返済を受ける前に、融資 金のほとんど唯一の引き当てとなっている敷地に設定された根抵当権を抹消するこ とを繰り返していたものである。被告人らの右のような行為は、融資の名の下に、 実質的にはいわばDと一体となってマンション開発事業を展開しているかのごとき 観を呈しており、金融機関としてのけじめを欠いた不正な情実融資と断ずるほかな

く、厳しい非難に値する。 判示第一ないし第三の各犯行は、DがこのようにしてAから融資を受けて行った 多数の事業のうち、事業計画の詰めが甘く、相当な遅延を招いたものの、ともかく 完成にこぎつけてDが売却金を得たにもかかわらず、Aに対する返済をしなかった b、f物件に関するものであって、起訴された不正融資の金額は二億四〇〇〇万円 と多額であり、また、各物件についての根抵当権を抹消してしまったことにより、 それぞれ一○億四○○○万円及び一一億六○○○万円の貸付金が無担保となって、 最終的に回収不能に陥らせているのである。Aのように経営規模が小さい金融機関については、リスクを分散するため、法令により一融資先に対する貸付限度額が定められているのであるが、被告人らは、本件において、これを全く無視し、Dに対し、 担保が不十分な状態で右限度額を遙かに上回る資金を貸し付けており、この点 に関する監督官庁である埼玉県の検査の目を逃れるため、他の会社の名義を利用し た迂回融資を行うなどの方法を用いていることや、Aの審査会規程を守らず、 時、これらマンション事業に対する融資案件などについて強く異を唱える可能性の あった理事を除外して審査を行うなど、手口も甚だ悪質というほかなく、その結果、多額の融資金を焦げ付かせた挙げ句、A自体を破綻にまで追い込み、公的資金

を導入する事態を招いており、地域の在日韓国人の経済的基盤を消失せしめた社会 的責任は大きく、被告人らにはいずれも弁済の能力がなく、弁償の見込みはほとん どないことなどにもかんがみると、被告人らの刑責は重大である。

殊に、被告人は、Dの前代表理事であり、その地位をEに譲った後もDの債務を 個人保証している状態が続いていたのみならず、相談役としてDの取り組む新規事 業や資金繰りなどについて意見を述べるなど、Dの経営に強い利害関係を有していたのであって、本件はこのような被告人とDとの関係が前提となって発生したもの であることは明らかである上、具体的な融資経緯においても、Dに対する融資案件 はすべて審査会に上げるようBに指示したり、資金事情の悪化から実行を渋るBに 対し、強く指示して融資を実行させ、あるいは、審査の席上、委員の一部から出された消極意見を退け、積極的に根抵当権を抹消する方向に議論を導くなど、被告人 は、本件各犯行において中心的、主導的な役割を担っており、共犯者の中にあって 一段とその責任は重いといえる。にもかかわらず、被告人は、当公判廷において、 Dの経営状態について、Eからはバラ色の話をされており、同人を信頼していたので経営状態が厳しいとは思わなかったなどと不合理な弁解を述べ、また、Dの経営状態や貸付金の使途についての調査が不十分であった点についても、必要な調査は 営業店が行っていると思ったなどと責任を転嫁する供述をしており、真摯な反省の 情に乏しく、犯情は甚だ悪質といわねばならない。

そうすると、本件の発端は、Q銀行に紹介した融資先が返済を滞らせたことで Aが紹介した責任をとって債権の肩代わりをしたことにあり、もとはといえばA自体の経営改善を企図して行われたものであって、被告人自身の個人的な利益を追求する目的で行われたものとは認め難いこと、被告人がAの理事長に就任して以来、その事務処理の改善等に取り組み、一定の成果を挙げたと認められること、Aが破綻したことについての道義的責任は潔く認めて反省の弁を述べていること、被告人によったとなる。 にはこれまで前科前歴はなく、実行力のある実業家として一定の人望を得て手広く 経済活動を行ってきたものと認められることなど、被告人のために酌むべき事情を 十分に考慮しても、被告人を主文のとおりの実刑に処することはやむを得ない。

よって、主文のとおり判決する。

平成一四年五月一日

さいたま地方裁判所第二刑事部

(裁判長裁判官 若原正樹,裁判官 大澤 廣,裁判官 田中邦治) (原文縦書)